

正智深谷高等学校後援会規約

- 第1条 本会は、正智深谷高等学校後援会と称し事務所を正智深谷高等学校内に置く。
- 第2条 本会は、本校の文化・スポーツ振興及び教育的環境整備に協力することを目的とする。
- 第3条 本会の資金は、主に文化・スポーツ振興及び教育的環境整備の補助金に当てる。
- 第4条 本会は、本校生徒の保護者を以て組織する。
- 第5条 本校に次の役員を置く。
- 1, 会 長 1名
 - 2, 副会長 若干名
 - 3, 監 事 若干名
 - 4, 会 計 若干名
- 第6条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1, 会長は会務を総理しすべての会の召集者となり議長となる。
 - 2, 副会長は会長を補佐し会長不在の場合は代理を務める。
 - 3, 監事は本会の会計を監査し総会に報告する。
 - 4, 会計は庶務会計に従事する。
- 第7条 役員の仕事は、1年とする。但し重任を妨げない。
- 第8条 役員は、本校PTAの役員がこれにあたる。
- 第9条 本会に名誉会長・顧問を置くことができる。顧問は役員会で推薦し総会で承認する。
- 第10条 総会は次の通りとする。
- 1, 総会は毎年1回開催する。但し、必要によって臨時に開くことができる。
 - 2, 総会は予算の審議、決算の承認、事業計画の審議、会則の変更、会務会計の報告、役員の仕事承認等を行う。
- 第11条 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決定する。
- 第12条 本会の経費は、会費寄附金及びその他の収入を以てこれにあてる。
- 第13条 本校生徒の保護者たる会員は、会費として月額1,800円を納めるものとする。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第15条 本規約は、昭和38年9月6日より施行する。
- 附 則 (改 正)
- この規約は平成 4年6月29日より施行する。
この規約は平成11年4月 1日より施行する。
この規約は平成15年4月 1日より施行する。
この規約は平成19年4月 1日より施行する。
この規約は平成21年4月 1日より施行する。
この規約は平成27年4月 1日より施行する。